

地震対策について

平成25.10.9
立川市立第十小学校
校長 泉 直樹

地域の方々（特に各自治会の役員の方）にお知らせです 「HPにもUP」

「立川市地域防災計画」H25・2月修正版から、第10章避難対策P177～P184までの概要版です。
*第十小の防災マニュアル（対地震）・概要版も参照ください。

第3節 避難誘導

(1) 避難方式

① 一時集合場所に避難した後、一次避難所へ避難（2段階避難）

身近な公園等に避難者が一旦避難して地域ごとに集団を形成し、地域の被害情報に関する情報収集・伝達、安否確認（特に災害時要援護者）、初期消火活動や救出救助活動の指示を行い、必要に応じ一次避難所へ避難する。

【一時集合場所の選定】あらかじめ地域自治会等で定めておく。

② 直接、一次避難所へ避難（直接避難）

立川市における避難方式は、前記の2段階避難方式を基本とするが、地域の実情や災害の状況により、一次避難所へ直接避難する。

(2) 避難者への周知事項

避難誘導する地域防災リーダーは、避難誘導に際し市民等に以下の事項を周知する。

- 警戒区域と避難の要否
- 徒歩による避難（自動車不可）
- 非常持ち出し品の携行
 - 【携帯品】
 - ・家族の名札（住所、氏名、生年月日、血液型等を記載したもの）
 - ・食料と飲料水、タオル、常備薬、救急医薬品、懐中電灯、携帯ラジオ等
 - ・動きやすい服装、着替え、帽子、頭巾、雨具類、必要に応じ防寒具
 - ・その他必要と判断されるもの（紙おむつ、メガネ等）
- 二次災害の防止（危険建物の使用の自粛）
- 避難の際のガス栓の閉鎖、電気ブレーカーの遮断

(3) 避難の誘導方法

避難誘導する地域防災リーダーは、次に示す事項に留意して誘導を行う。

- 避難誘導に当たっては、町内会・自治会単位等の集団避難を促し、前記「避難者への周知事項」に留意・周知する。
- 状況が許す限り、誘導者はあらかじめ経路の安全を確認する。
- 傷病者、障害者、妊産婦、乳幼児、高齢者を優先して誘導を行う。

第4節 一時集合場所・避難所・広域避難場所等の指定

(1) 一時避難場所の指定

自治会等が地域の特性を踏まえ近隣の公共施設、公園、緑地、団地の広場等を一時集合場所として定める。

(2) 一次避難所の指定

災害が発生し、避難所の開設が必要となった場合に、最初に開設する避難所であり、食糧、飲料水、生活用品、救助資器材を備蓄している。

夜間や休日などに学校職員が不在の場合は、各避難所の緊急初動参集職員に指定されている職員が開設を行う。

第5節 一次避難所の開設・運営

(1) 一次避難所の開設

① 開設担当者

避難所は、避難所班（勤務時間外時：緊急初動参集職員）が開設をする。

- 開設は、避難所班が行う。
- 勤務時間外で施設管理者がいない場合は、緊急初動参集職員が開設する。
- 学校教職員は、避難所開設に協力する。

② 開設の手順

開設担当者は、次の手順で自治会、市民防災組織と協力し、一次避難所の開設を行う。

- 施設の門の開錠
 - ・避難者数及び施設周辺の被害状況等の確認
 - ・避難者の施設敷地内への誘導
- 施設の安全確認
 - ・施設が利用可能かどうか確認
- 避難者の受け入れ準備
 - ・施設の開錠
 - ・施設内の片付け
 - ・収容スペースの確保・割り当て（災害時要援護者への配慮）
 - ・避難所開設を避難所班本部（教育部）へ報告
- 避難者の誘導・受け入れ
 - ・収容スペースの避難者の誘導

③ 避難所開設の報告

避難所を開設した者は、本庁の避難所班に電話又は防災行政無線により、以下を報告する。

- 開設日時
- 避難者数及びその被害状況
- その他必要事項

(2) 避難所の運営

避難所の運営については、別に定める「避難所運営マニュアル」に基づき、地域住民による避難所運営組織が、自主的に実施する。

(3) 災害時要援護者への配慮

- ① 高齢者や障害者や病人等はできるだけ環境条件の良い場所で避難生活できるように配慮する。
- ② 視覚障害者・聴覚障害者・外国人への災害情報の提供に配慮する。
- ③ 避難所と定める施設では、障害者や高齢者等が健常者とともに避難所生活を行う上での障害をできるだけ取り除く（バリアフリー化）努力を行う。
- ④ 障害の程度や体力または病状等により、一次避難所での生活が困難な災害時要援護者については、二次避難所、福祉避難所または適切な施設へ移動する。

(4) 女性のニーズへの対応

- ① 困りごとや不足している物資に関する要望を把握する。
- ② 受け手の立場を考えて多様なニーズに合わせた物資の配布。
- ③ 各避難場所に必ず女性リーダーが運営に関わる。
- ④ 女性が使い易い場所にトイレを設置する。
- ⑤ プライバシー保護の観点で、着替え場所・授乳場所等の女性専用場所の確保。・・・等々。 以上。